

## 旧那古野小学校施設活用事業における産業振興施策との連携について

募集要項 P 2 に掲げる「活用方針②産業・知的資産を活かした創造」においては、本市における以下の産業振興施策との連携や制度の活用が期待できます。

### ○スタートアップ企業支援補助金

市内で新たに創業する方や創業後 5 年以内の市内中小企業者に対して、創業時等に必要な経費（人件費、店舗等借入費、設備費、謝金など）の一部を助成  
補助率 1/3 以内、補助限度額 100 万円

### ○小規模企業生産性向上設備投資補助金

市内で営利を目的とした事業を 5 年以上継続的に営む小規模企業者の方に対して、市内の事業所に設置する機械設備等を取得する経費（300 万円（商業・サービス業は 150 万円）以上の設備投資）の一部を助成  
補助率 10%以内、補助限度額 300 万円

### ○新事業創出資金

市内で新たに開業されるか開業後 5 年未満の方を対象（一定の要件あり）とした信用保証付の融資  
融資限度額 3,500 万円、融資期間 7 年以内（運転資金）・10 年以内（設備資金）、  
利率 0.8～1.1%+信用保証料

### ○創業・事業展開支援資金

市内で新たに開業、多角化、転換をされる方を対象（一定の要件あり）とした融資制度  
融資限度額 2,000 万円、融資期間 7 年以内（運転資金）・10 年以内（設備資金）、  
利率 2.6～2.9%、連帯保証人 1 人以上（会社の場合は代表者のほかに 1 人以上）

### ○ICT企業等集積促進補助金

市内に新たに事業所を開設する ICT 企業等に対して、開設に要する経費の一部や事業  
拡張に要する経費の一部を助成

#### ・初進出型（初めて名古屋市内に進出する場合）

要件：床面積 30 m<sup>2</sup>以上、開設時にエンジニア等が 2 名以上常駐  
補助対象：建物年間賃借料 1/2、機器等購入費 1/2  
限度額：500 万円

#### ・事業拡張型（初進出から 5 年以内に新たに建物を賃借又は増床する場合）

要件：30 m<sup>2</sup>以上増床、エンジニア等を 2 名以上新規採用、300 万円以上の投資  
補助対象：建物年間賃借料 1/2、機器等購入費 1/2、新規雇用 1 名につき 100 万円  
限度額：1,000 万円

### ○ICT企業集積・交流促進事業

ものづくり技術に新たな価値を付加する ICT 企業等の交流や投資を促進するため、  
ビジネス交流・投資イベント等を開催

- ・ハッカソン …………… 共創イベント及び事業化支援
- ・アクセラレーション …… ICT 分野等の事業創造に向けた人材育成プログラム
- ・ピッチイベント …………… 投資家への新製品・サービスのプレゼンテーションイベント

※各施策の内容は平成 30 年度の内容であり、毎年度の予算編成により決定されるため、  
今後変更や中止になる場合があります。

## ○名古屋市都市型産業研究施設開設補助金

インキュベーション機能の導入を提案する場合、下記1の要件を全て満たす場合については、提案内容を審査の上、当該施設における入居事業者を「名古屋市都市型産業研究施設開設補助金」の補助対象事業者とします。

### 1 対象施設の要件

- (1) 補助制度の趣旨に則る施設であること
- (2) 創業しようとする方や新事業・新分野へ進出しようとする企業の方を対象とした施設であること
- (3) インキュベーションマネージャーの配置等の支援事業を実施すること
- (4) 関係法令を遵守した施設であること
- (5) 暴力団関係者の入居を排除していること

### 2 制度の概要

#### (1) 制度の趣旨

本市における都市型産業の研究施設の開設促進と雇用機会の拡大を図り、もって研究開発機能の強化と本市産業構造の高度化に資する

#### (2) 補助対象事業者

創業後5年以内に要綱に定めるインキュベート施設に入居した者(一定の要件あり)

#### (3) 補助対象経費・補助率等

・補助対象経費及び補助率

賃借料(共益費を含む)の30%以内

・補助限度額 150万円

ただし、市外に本社があり、入居に際して本社移転を伴う場合、200万円

・補助期間 5年以内

#### (4) 制度の詳細は、別添「名古屋市都市型産業研究施設開設補助金交付要綱」のとおり

### 3 その他

(1) 提案施設を本補助制度の対象施設とすることの可否や対象範囲等については、有識者から意見を聴取し、その結果を踏まえ、本市が決定します。

(2) 関係予算が市議会において成立することを前提とします。

(3) 「2 制度の概要」に記載している内容は、平成30年度の内容であり、運営実績等を踏まえ、今後変更や中止になる場合があります。

(4) 補助対象者が多数の場合には、限度額まで助成できない場合があります。

各事業の詳細については、「平成30年度版名古屋市産業施策ハンドブック-中小企業の手引き-」<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000082078.html>を参照してください。

## 名古屋市都市型産業研究施設開設補助金交付要綱

### (通則)

第 1 条 名古屋市都市型産業研究施設開設補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 条 補助金は、都市型産業の研究施設開設に要する経費の一部を補助することにより、本市における同産業研究施設の開設促進と雇用機会の拡大を図り、もって研究開発機能の強化と本市産業構造の高度化に資することを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市型産業

都市の機能集積を活用することにより、都市に立地することが比較的優位となる研究開発型の産業で、別表 1 に掲げる産業分野

(2) 研究施設

ア 工業製品に係る研究開発を行う事業所

イ コンピュータ、通信回線等を利用してソフトウェア若しくはシステムの開発設計又はデータベースの構築を行う事業所

ウ その他地域における産業構造の高度化及び多角化に寄与するものとして市長が特に認定する事業所

(3) 名古屋ビジネスインキュベータ

本市産業の高度情報化を促進するソフトウェア産業の振興を図ることを目的として公益財団法人名古屋産業振興公社により設置・管理運営される企業育成支援施設

(4) 名古屋ビジネスインキュベータ白金

中小企業の新技術・新製品開発等を支援し本市研究開発機能の強化を図ることを目的として公益財団法人名古屋産業振興公社により設置・管理運営される企業育成支援施設

(5) 名古屋ビジネスインキュベータ運営委員会

前 2 号の施設の円滑な運営のため、公益財団法人名古屋産業振興公社名古屋ビジネスインキュベータ運営委員会設置要綱(平成 22 年 9 月 1 日施行)に基づき設置された委員会

(6) デザインラボ

本市産業の高度化を促進するデザイン産業の振興を図ることを目的として株式会社国際デザインセンターにより設置・管理運営される企業育成支援施設

(7) デザインラボ審査委員会

前号の施設の円滑な運営のため、株式会社国際デザインセンターデザインラボ審査委員会設置要綱（平成 14 年 11 月 1 日施行）に基づき設置され

た委員会

(8) クリエイション・コア名古屋

新技術・新製品の研究開発及び新分野への事業展開等を行うベンチャー企業や中小企業等を支援するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構により、なごやサイエンスパーク Aゾーン内に設置・管理運営される企業育成支援施設

(9) サイエンス交流プラザインキュベータールーム

新技術・新製品開発等を支援、起業化の促進及び本市研究開発機能の強化を図ることを目的として本市が設置し、公益財団法人名古屋産業振興公社により管理運営される企業育成支援施設

(10) サイエンス交流プラザインキュベータールーム入居者選定委員会

前号の施設の円滑な運営のため、公益財団法人名古屋産業振興公社サイエンス交流プラザインキュベータールーム入居者選定委員会設置要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行）に基づき設置された委員会

(11) 名古屋医工連携インキュベーター

新技術・新製品の研究開発及び新分野への事業展開等を行うベンチャー企業や中小企業等を支援するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構により、千種区千種二丁目に設置・管理運営される企業育成支援施設

(12) 中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。ただし、名古屋ビジネスインキュベーター白金、クリエイション・コア名古屋及び名古屋医工連携インキュベーター入居企業については、中小企業基盤整備機構法（平成 14 年 12 月 11 日法律第 147 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。

（補助事業者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、創業後 5 年以内に名古屋ビジネスインキュベーター、名古屋ビジネスインキュベーター白金、デザインラボ、クリエイション・コア名古屋、サイエンス交流プラザインキュベータールーム又は名古屋医工連携インキュベーター（以下「補助対象施設」という。）に入居した中小企業とする。ただし、デザインラボに入居した企業については、その設置目的と合致した中小企業とし、クリエイション・コア名古屋に入居した企業については、なごやサイエンスパークの整備目的と合致し、別表 2 に掲げる産業を業として行う研究開発型中小企業とし、名古屋医工連携インキュベーターに入居した企業については、別表 3 に掲げる産業を業として行う研究開発型中小企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市の市税を滞納している者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。

（補助事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、関係法令及び賃貸借契約を遵守し、補助対象施設に入居し、本要綱の目的に資する活動を行う事業とする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

補助対象施設の入居に要した当該年度の4月分から3月分までのテナント賃借料（共益費を含む）とし、敷金、礼金、保証金又はこれに類する経費を除く。

（補助率及び限度額）

第7条 補助率は補助対象経費の30パーセント以内、補助限度額は150万円とする。ただし、市外に本社があり、補助対象施設の入居に際し、本社を併せて移転した場合にあっては、年200万円を限度額とする。

2 前項の場合において、補助限度額は、1年間（12ヶ月分）の補助対象経費に対する限度額をいい、1年間に満たない場合は、その期間に応じて按分した額を限度額とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に対して前条に定める補助率以内であつて、前条に定める限度額以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減じて得た額とする。

（補助対象期間）

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けることができる期間は、当該補助開始から60月を超えないものとする。

2 補助期間の計算は、補助開始月のテナント賃借料にかかる入居期間が1月未満でも1月として計算する。

（端数処理）

第10条 算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第11条 規則第4条第1項の規定による申請は、名古屋市都市型産業研究施設開設補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 企業概要書（様式第2号）

(2) 入居計画書（様式第3号）

(3) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、事業内容及び事業開始年月日がわかる書類）

(4) 賃借料等入居条件が明示されている賃貸借契約書の写し

(5) 納税証明書（滞納がない旨の証明）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号から第5号に規定する書類のうち、申請2年度目以降の企業で、前年度までに提出したものと内容に変更がない場合に限り、当該書類の添付

を省略することができる。

- 3 規則第 4 条第 1 項に規定する時期は、毎年度 4 月 1 日とする。ただし、当該年度途中に補助対象施設に入居する者については、市長が別に定める時期とする。

(交付の条件)

第 12 条 規則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

(申請の取下げ)

第 13 条 規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げは、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- 2 規則第 8 条第 1 項に規定する期日は、申請者が規則第 7 条の規定による通知を受けた日から 20 日を経過した日とする。

(変更、中止又は廃止の承認)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条第 1 号又は第 2 号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 15 条 規則第 14 条の規定による実績の報告は、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）後、速やかに名古屋市都市型産業研究施設開設補助事業実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 入居実績報告書（様式第 6 号）
  - (2) 賃借料支払証明書（様式第 7 号）
  - (3) 納税証明書（滞納がない旨の証明）
  - (4) 営業報告書又は貸借対照表、損益計算書
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第 3 号に規定する書類で、交付申請時もしくは前年度までに提出したものと内容に変更がない場合に限り、当該書類の添付を省略することができる。

(額の確定)

第 16 条 市長は、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 17 条 前条の額の決定を受けたものは、名古屋市都市型産業研究施設開設補

助金請求書（様式第 8 号）により補助金を請求するものとする。

（資格要件の審査）

第 18 条 市長は、補助金交付のための資格要件等の審査を行ううえにおいて必要があると認めるときは、名古屋ビジネスインキュベータ運営委員会、デザインラボ審査委員会又はサイエンス交流プラザインキュベータルーム入居者選定委員会の意見を聞くものとする。

（助成に係る施設の保全）

第 19 条 補助事業者は、補助の対象となった施設を補助金交付の目的に反して使用し、若しくは再貸付の対象としてはならない。ただし、市長がやむをえないとして、承認した場合はこの限りでない。

（交付決定の取消し）

第 20 条 市長は、規則第 18 条に定める場合のほか、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。

（届出等の義務）

第 21 条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項についてはすみやかに市長に届出をしなければならない。

- (1) 企業名、代表者、本店所在地、資本金規模又は従業員規模等の変更があったとき（様式第 9 号）。
- (2) 災害その他重大な事故により補助の対象となった施設が損害を受けたとき。

（検査等）

第 22 条 市長はこの補助制度の適正な運用を図るため、必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、市職員をして現場検査をさせ、又は当該補助に係る帳簿、書類その他の物件を調査させることができるものとする。

（暴力団の排除）

第 23 条 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者としない。

- 2 補助事業者が交付の決定後、前項に該当することとなったときまたは第 11 条第 3 項の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

（その他）

第 24 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 （中略）

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



別表1 研究開発型の都市型産業

- 1 コンピュータ、オプトエレクトロニクス、メカトロニクス、オフィスオートメーション、メディカルエレクトロニクス、ホームエレクトロニクス、バイオテクノロジー、エネルギー、新材料、航空・宇宙、資源、極低温技術等の先端技術産業
- 2 コンピュータ、通信回線等を利用して、ソフトウェア若しくはシステム（コミュニケーションシステム、社会システム等）の開発設計、又はデータベースの構築を行う情報関連産業
- 3 1の先端技術産業と部品供給、中間生産工程等において関連性のある産業
- 4 先端技術を応用した部品を製品の一部に組み入れ、より高度な製品を製造する事業
- 5 新製品の企画、提案、開発、設計などにおいて、デザイン開発を行う工業デザイン、グラフィックデザイン、インテリアデザインなどのデザイン関連産業
- 6 その他、前各号に類する産業で市長が特に認定するもの

別表2 クリエイション・コア名古屋の産業分野

- 1 医療・福祉・健康関連
- 2 生活文化関連
- 3 情報通信関連
- 4 新製造技術関連
- 5 環境関連
- 6 バイオテクノロジー関連
- 7 航空・宇宙関連
- 8 住宅関連
- 9 新エネルギー・省エネルギー関連
- 10 その他、本市産業の高度化・活性化に資する産業で市長が特に認定するもの

別表3 名古屋医工連携インキュベータの産業分野

- 1 医療・福祉・健康関連
- 2 バイオテクノロジー関連
- 3 その他、本市産業の高度化・活性化に資する産業で市長が特に認定するもの（医工連携・ライフサイエンス分野）